



IATF -国際自動車産業特別委員会 承認取得・維持ルール

IATF ルール 第5版 – よくある質問 (FAQ)

IATF 承認取得・維持ルール IATF 16949 対応 第5版（「**ルール第5版**」）は、2016年11月に出版され、2017年1月1日から有効である。IATF 承認審査機関からの質問に応じて、以下の質問及び回答は、IATF 国際監督機関によって同意されたものである。

FAQ は、既存のルール又は要求事項を説明するものである。

FAQ 1, 2, 及び 3 は 2017 年 1 月発行。

FAQ 4 は 2017 年 10 月発行。

FAQ 5-6 は 2019 年 10 月発行。

FAQ 7 は 2021 年 2 月発行。

FAQ 8 は 2022 年 4 月発行。

FAQ 9 及び 10 は 2022 年 12 月発行。

FAQ 2 及び 3 は 2022 年 12 月廃止。置換え事項なし。



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
1	<p>条項 3.2: 依頼者による 変更の通知</p>	<p><u>質問:</u> すでに IATF 16949 認証を取得している生産事業所がその名称のみを変更した場合、どうなりますか?</p> <p><u>回答:</u> 認証取得済み生産事業所がその名称のみを変更した場合 (変更/改訂された法的登録文書により実証), 審査機関には, 新しい生産事業所名記載による改訂された登録証の発行が許可されます。登録証のこれまでのすべての情報は変更されることなく維持されなければならず, この改訂された登録証が IATF データベースにアップロードされます。</p> <p><i>注記: 特別審査を実施するか否かは, 提供された依頼者の情報に基づく, 審査機関の自由裁量となる。</i></p>
2	<p>条項 3.2: 依頼者による 変更の通知 廃止</p>	<p>FAQ 2 は廃止。置換え事項なし。</p>
3	<p>条項 3.2: 依頼者による 変更の通知 廃止</p>	<p>FAQ 3 は廃止。置換え事項なし。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
4	<p style="text-align: center;">条項 3.1: 依頼者との認証契約</p>	<p><u>質問:</u> 第三者審査を観察するために、顧客が現地で立ち会うことは許されますか? 「顧客」の定義は何でしょうか (例: IATF 自動車メーカーのみ, ティア 1, 他)?</p> <p><u>回答:</u> 認証取得組織が IATF 自動車メーカーメンバーを顧客として有している場合、審査機関と組織 (すなわち審査機関の依頼者) の間の法的拘束力のある契約によって、組織は、要請があれば、IATF 自動車メーカー (又はその代理者) が審査を観察することを認めることが要求されています。</p> <p>認証取得組織がその他の自動車産業顧客を有する場合、これらの自動車産業顧客による第三者審査の観察を認めるか否かについては、その認証取得組織の自由裁量となります。</p>
5	<p style="text-align: center;">SI 6: 審査員資格の維持</p>	<p><u>質問:</u> 不正な活動とは、どのように定義されますか?</p> <p><u>回答:</u> 不正な活動とは、ある個人によって不正直な、意図的な、及び/又は虚偽的な方法で実行される、当該の個人又は組織に有利に働くように企てられた活動、と定義されます。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
6	<p align="center">条項 2.3.1: 審査機関の契約事務所</p>	<p><u>質問</u> :</p> <p>たとえ地域事務所のマトリクスに何も変更がない場合であっても、審査機関は四半期毎に、管轄監督機関に通知する必要がありますか？</p> <p><u>回答</u> :</p> <p>はい。当該の四半期内で、地域事務所マトリクスに何も変更がなかったことを確認するために、管轄監督機関への通知が要求されます。</p>
7	<p align="center">条項 5.2: 審査工数の決定</p>	<p><u>質問</u> :</p> <p>未だ現地で検証されていない、以前の審査機関によって発行された不適合のフォローアップのための時間を、CB 変更審査に追加する必要がありますか？</p> <p><u>回答</u> :</p> <p>はい。ルール第 5 版, 7.1.1 項では「CB 変更審査及びその審査工数は更新審査と同等のものとする」と、そして 5.2 d 項では「以前の審査に起因する是正処置の現地レビューについては、規定審査工数に追加して行う」と規定しています。したがって、たとえ以前の審査が別の審査機関によって行われたものであっても、その審査に起因する是正処置の現地レビューを実施するための時間を、追加する必要があります。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
8	SI 26: 審査工数の決定	<p><u>質問:</u></p> <p>半導体チップの不足のため OEM スコアカードが低いパフォーマンスを示しており、それが組織のプロセスの失敗の結果ではない場合でも、追加審査工数を加えるべきですか？</p> <p><u>回答:</u></p> <p>いいえ。組織が顧客要求事項を満たす妨げとなる外部要因が存在する可能性は常にある一方で、顧客施設に対する影響を減じるため、組織には、そのような問題をすべて顧客に伝達する責任があります。IATF 16949 の条項 9.1.2.1 では、顧客要求事項への適合を確実にするために、品質及び納入を含めて、内部及び外部の指数の継続的評価を要求しています。</p> <p>世界的な半導体チップの不足は継続しており、自動車産業界のすべての利害関係者のよく知るところとなっており、組織は、自社がその影響を被るのか、そしてその程度はどれほどなのかを知って、顧客への影響を推定することになるでしょう。組織は、半導体の供給不足による部品若しくは製品の不足、又はその他の影響についての情報を顧客に提供するために、顧客と共に取り組むべきです。これにより顧客は、半導体不足に起因する納入調整、及びその他関連するスコアの調整が可能になります。</p> <p>しかし、供給不足に対する管理の欠如及び顧客への通知の不実施は、IATF 16949 の条項 6.1.2.1, 6.2.2.1, 8.4.2.1, 8.5.1.7, 並びに、その他のリスク分析及び計画策定の側面において、プロセスの問題があり得るとみなされ、追加審査工数を正当とする理由となります。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
9	5.2: 審査工数の決定	<p><u>質問:</u> 審査に先立ち、ルール SI 26 をどのように適用するべきですか？ また、追加審査時間をどのように使用するべきですか？</p> <p><u>回答:</u> IATF OEM 品質又は納入パフォーマンスターゲットを満たしていない依頼者に対して、追加審査時間を有効に計画し、使用するために、次の主要なステップを用いるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画している審査日の 3 ヶ月前に、組織にすべての IATF OEM スコアカードを要請する。 • IATF クイックリファレンスガイド又はその他の適切な参照文書に基づき、IATF OEM 品質又は納入パフォーマンスターゲットの不満足に関して、IATF OEM スコアカードを分析する。 • スコアカードの分析を通して特定された具体的な事案（部品、プログラム、期間、品質又は納入パフォーマンスに関する問題のタイプ等）を使って、自動車産業プロセスアプローチに従い、再発防止に必要な是正処置の有効な実施を確実にするための道筋を辿る。 • 正規の審査計画の全体を見渡して該当するところに追加時間を割当てて。 • 追加時間は、正規の審査の中で審査時間を増やすことが不可能な場合、特別審査の中で実施することができる。 • 自動車産業プロセスアプローチを使用して、以下の表に記載されている重要テーマに焦点を当てる（顧客満足に対するリスクに基づき優先順位を付ける）。



番号	ルール参照箇所	質問及び回答	
<p style="text-align: center;">9 (続き)</p>	<p style="text-align: center;">5.2: 審査工数の決定</p>	<p>テーマ 又は 領域</p>	<p><u>受容れられないパフォーマンスの原因となった QMS の失敗の根本原因を決定するために考慮すべき道筋となり得るもの</u></p>
		<p>インターフェース</p>	<p>当該の製造工場が使用している遠隔地支援機能からの文書又はアウトプットを用いて、遠隔地支援プロセスと生産事業所（例：本社、製品設計／プロセス設計、マネジメントレビュー、供給者マネジメント等）との間のインターフェースに焦点を当てる。</p>
		<p>是正処置</p>	<p>問題のステートメントを、その問題についての説明の正確性及び完全性に関してレビューする。是正処置の調査のため、依頼者からの提案によるものではなく顧客に対するリスクに基づいて選定した他の苦情及び関連する事例から少なくとも 3 件のサンプルを取って確認する。さらに、システム的問題、並びに問題解決及び是正処置のプロセスの履歴の詳細な情報を探し求める。これにはポカヨケを含める。QMS 内のどのプロセスが失敗したのかを、探し求める。これには力量、製品／プロセスの妥当性確認等を含める。是正処置又は是正計画を OEM が受容れていたとしても、それは QMS 問題の根本原因への対処として十分なものではない。</p>
		<p>調査範囲</p>	<p>組織の中で、類似の故障(失敗)モードが発生し得る領域を特定する。顧客スコアカードや苦情で特定された問題のみを焦点としてはならない。最初に特定された問題のみを焦点とするのではなく、当該の受容れられないパフォーマンスの発生を許すこととなった QMS 中のシステム的な問題、及びそれに関連する供給者を探し求める。審査対象プロセスを特定する(例：供給者マネジメント、是正処置等)。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答	
<p style="text-align: center;">9 (続き)</p>	<p style="text-align: center;">5.2: 審査工数の決定</p>	<p>リードアクロス</p>	<p>他のライン, 他の製品, 他の生産事業所に対する恒久的な是正処置に対するリードアクロスの使用を確実にする。これには, QMS 基本文書, すなわち APQP, プログラムマネジメント, コントロールプラン, FMEA 等, に対する是正を含む。</p>
		<p>マネジメントのリーダーシップ</p>	<p>恒久的な是正処置を長期にわたって維持し続けて, 長期的な改善活動の持続を確実にする, という組織文化を推進していく上層経営陣のリーダーシップを探し求める。問題をひき起した根本原因は常に存在しており, その根本原因から, 組織の管理範囲内のプロセスへと遡っていく。外部的な問題に対しても, 上申プロセスが必要とされている。</p>
		<p>内部監査</p>	<p>有効な問題解決及び恒久的な是正処置の実施を確実にするために, サプライヤーが, 自社の内部監査において同じテーマ (インターフェース, 是正処置, 適用範囲, リードアクロス, 再発防止等) をカバーしていることを妥当性確認する。</p>
		<p>実施及び予防の妥当性確認</p>	<p>実施した恒久的な是正処置によって根本原因が取り除かれ, そしてその処置によって問題の再発が防止されていることを, サプライヤーは客観的データを使用して妥当性確認したことを確実にする。また, それらのデータの収集期間 (これには製品の妥当性確認を含める) は, 当該の問題 (タイプ, 厳しさ, 発生期間, 検出方法等) に適切なものであったことを確実にする。</p>
		<p>標準プロセス</p>	<p>標準化された問題解決プロセス及び是正処置プロセスが使用されているか, 再発防止維持を確実にするために恒久的な是正処置がどのように QMS 及び日常業務指示書/プロセスに組み込まれているかを探し求める。</p>



番号	ルール参照箇所	質問及び回答		
<p style="text-align: center;">9 (続き)</p>	<p style="text-align: center;">5.2: 審査工数の決定</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">道筋</td> <td style="padding: 5px;">リスクに基づく審査時間を検討する際にレビューした情報及びデータから審査の道筋をつくり、正規の審査の一部としてその道筋を辿ることを続けていく。これには適切な教育訓練教材を含める。</td> </tr> </table>	道筋	リスクに基づく審査時間を検討する際にレビューした情報及びデータから審査の道筋をつくり、正規の審査の一部としてその道筋を辿ることを続けていく。これには適切な教育訓練教材を含める。
道筋	リスクに基づく審査時間を検討する際にレビューした情報及びデータから審査の道筋をつくり、正規の審査の一部としてその道筋を辿ることを続けていく。これには適切な教育訓練教材を含める。			
<p style="text-align: center;">10</p>	<p style="text-align: center;">条項 3.2 : 依頼者による 変更の通知</p>	<p><u>質問:</u></p> <p>IATF 16949 認証をすでに取得している生産事業所が、新たな場所に移動又は移転した場合、どうなりますか?</p> <p><u>回答:</u></p> <p>IATF 16949 認証取得生産事業所が、現在の実際の所在地から新たな場所に実際に移動又は移転した場合、次の状況が当てはまる場合には、<u>生産事業所の移転</u>と見なされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産事業所の移転と、元の IATF 16949 認証取得生産事業所における自動車用部品の完全な生産終了が同時である。 <p>上記の状況が当てはまる場合、審査機関は次を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 完全な登録審査を実施する。これには、移転先の生産事業所におけるステージ 1 準備状況レビュー及びステージ 2 審査を含める。 		



番号	ルール参照箇所	質問及び回答
<p style="text-align: center;">10 (続き)</p>	<p style="text-align: center;">条項 3.2 : 依頼者による 変更の通知</p>	<p>注記 1 : 依頼者には, (ルール 3.2 に基づく) 生産事業所の移転, 生産事業所移転の詳細, 及び生産事業所の移転実施に先立ち合意した条件について, 審査機関に通知することが要求されます。</p> <p>2. 肯定的な認証判定が下された後, 最長有効期限を 3 年間とする新たな IATF 16949 登録証を, 依頼者に発行する。</p> <p>注記 2 : 移転した生産事業所を新規の記録として IATF データベースに追加する必要があります。これにより, 新たな IATF 生産事業所固有識別子 (IATF USI: IATF Unique Site Identifier) が割当てられます。さらに, 元の生産事業所の IATF USI (すなわち「旧 IATF USI」) を, 新しい生産事業所の記録において参考事項として記録し, 当該審査のコメント欄に, 生産事業所移転を説明する注記を加えるものとします。</p> <p>3. 移転した生産事業所に対する新たな IATF 16949 登録証の発行日までに, 元の生産事業所に対する IATF 16949 認証登録の設定を, 手動で「辞退」に変更する。加えて, 状態変更の理由として「依頼者の完全な生産終了」を選択する。</p> <p>注記 3 : 一部の自動車用部品の生産装置又はその生産が, ある生産事業所から別の新規又は既存の生産事業所に移転するという, 部分的な生産事業所の移転については, そのすべての事例に対して, この FAQ が適用されることはありません。それらは, IATF 16949 認証制度内において, 生産事業所の移転とは見なされません。</p>

